

三芳町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人ひとりが互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、支え合いながら、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる共生社会の実現を目指すため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した、双方又はいずれか一方が性自認や性的指向に係る性的少数者である2人の者の社会生活関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある者双方が、町長に対して、互いをパートナーとすることを宣誓することをいう。

(宣誓をすることができる者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が成年に達した者であること。
- (2) 住所について次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が町内に住所を有していること。
 - イ 一方が町内に住所を有し、かつ、他の一方が町内への転入を予定していること。
 - ウ 双方が町内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がないこと。
- (4) 他の者と宣誓をしていないこと。
- (5) 双方が、民法（明治29年法律第89号）第734条及び第735条の規定により婚姻することができないとされている者同士でないこと。ただし、双方が養子縁組をしている場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、揃って町職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、町長に提出するものとする。

2 宣誓書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し

(2) 婚姻をしていないことを証明する書類

(3) その他町長が必要と認める書類

3 宣誓をしようとする者は、宣誓する日時等について事前に町と調整するものとする。

4 宣誓書は、総務課で受領するものとする。

5 宣誓をしようとする者のうち一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、両者の立会いの下で他の者に代筆させることができるものとする。

(本人確認)

第5条 町長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、登録証明証等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(通称の使用)

第6条 宣誓をしようとする者は、町長が特に必要があると認める場合は、宣誓書において、氏名と併せて通称（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用していると認められるものをいう。）を使用することができる。

(受領証等の交付)

第7条 町長は、提出のあった宣誓書、添付書類等を確認し、第3条の全ての要件を満たしていると認められるときは、当該宣誓をした者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）及びパートナーシップ宣誓書受領カード（様式第3号。以下「受領カード」という。）に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、宣誓をした者が第3条第2号イ又はウに該当する場合は、パートナーシップ宣誓書受付票（様式第4号。以下「受付票」という。）を交付するものとする。

3 町長は、受付票の交付を受けた者（以下「被受付者」という。）が第3条第2号アに該当し、第9条に規定する届出があったときは、受領証及び受領カード（以下「受領証等」という。）を交付するものとする。ただし、町長が定める期間を経過した場合はこの限り

ではない。

（受領証等の再交付）

第8条 受領証等の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、当該受領証等の紛失、毀損等の事情により受領証等の再交付を希望するときは、第13条の規定に基づき宣誓書が保存されている場合に限り、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5号）により申請することができる。

2 第5条の規定は、再交付を申請する者に係る本人確認について準用する。

3 第1項の申請があったときは、町長は受領証等を再交付するものとする。

（宣誓事項の変更）

第9条 宣誓者及び被受付者は、宣誓書に記載した事項に変更があった場合（次条各号に掲げる場合を除く。）は、パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第6号）に、町長が必要と認める書類を添付して、町長に届け出なければならない。

（受領証等の返還）

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第7号）に受領証等を添付し、町長に届け出なければならない。

(1) パートナーシップが解消されたとき。

(2) 一方が死亡したとき。

(3) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。

（受領証等の無効）

第11条 町長は、宣誓者が虚偽その他不正な方法により受領証等の交付を受けたことが判明したとき、又は受領証等を不正に使用したことが判明したときは、受領証等を無効とすることができる。

2 町長は、前項の規定により受領証等を無効とした場合は、宣誓者に交付した受領証等の返還を求めるものとする。

3 町長は、必要があると認めるときは、無効とした受領証等の交付番号（受領証ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

（町民及び事業者への周知）

第12条 町長は、受領証等の趣旨が十分に理解され、社会活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう、町民や事業者への周知啓発に努めるものとする。

（宣誓書の保存）

第13条 町長は、宣誓書を10年間保存するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年告示第172号)

この告示は、令和5年6月1日から施行する。